

むつ市監査委員告示第2号

地方自治法第242条第4項の規定に基づき、監査を実施したので、同条同項の規定により、別紙のとおりその結果を公表する。

令和2年2月4日

むつ市監査委員 齊藤 秀人

むつ市監査委員 佐々木 肇

監査の結果

本請求については、請求の理由が消滅したため、これを却下する。

事実及び理由

I むつ市職員措置請求書について

- 1 請求人 住所（略）
氏名（略）
代理人 住所（略）
氏名（略）

- 2 請求書の提出日

令和元年12月13日

事実証明書として、当該土地の登記情報の写し、閉鎖登記簿の写し、地図の写し、縦覧時のメモ及び付近の航空写真が添付された。

- 3 請求の要旨（原文のまま）

- (1) むつ市長は、むつ市中央二丁目（地番：略）の土地（登記地目は雑種地、以下「本件土地」という。）について、現況は雑種地ないし宅地であるにも関わらず、平成31年度固定資産税にかかる課税地目を公衆用道路として登録し、固定資産税について非課税としており、本来徴収すべき固定資産税・都市計画税の賦課及び徴収を怠っている。
- (2) むつ市長が、本件土地の固定資産税・都市計画税の賦課及び徴収を怠る事実は、地方税法及び税条例に違反し違法である。
- (3) むつ市長が、本件土地の固定資産税・都市計画税の賦課及び徴収を怠る事実により、むつ市には、本来賦課徴収していれば得られたであろう固定資産税・都市計画税相当額の損害が生じうる。
- (4) むつ市長は、速やかに、本件土地の所有者に対して本来徴収すべき平成27年度分から平成31年度分までの固定資産税・都市計画税を賦課し徴収する措置を講じられたい。

この点、課税地目の誤りは、（氏名：略）が青森県から本件土地を取得した翌年の平成7年度から平成31年度（令和元年度）まで続いていると推測され、本来徴収すべき固定資産税・都市計画税の賦課及び徴収についても同期間怠っているものと考えられる。もっとも、平成7年度から平成26年度分までの本件土地の固定資産税については、令和元年7月2日（平成26年度分の固定資産税の法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日）以後には、時効により賦課決定をすることはできなくなったものであるから（地方税法第17条の5第5項）、平成27年度分から平成31年度分までの固定資産税を賦課し徴収する措置を求めるものである。

II むつ市職員措置請求書の受理

本請求は、法第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和元年12月20日付けで受理した。

III 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、令和2年1月8日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人は、代理人同席の上、本請求に関する陳述を行ったが、新たな証拠の提出はなかったが、監査委員の要旨(2)についての質問に対する報告書が提出され、これを1月15日に收受した。

2 監査対象機関からの事情聴取等

令和2年1月9日に予備監査(事務局と財務部長他4名出席)、1月16日に本監査(監査委員2名と財務部長他4名出席)を行った。

IV 監査の結果

令和2年1月16日の本監査において、固定資産課税台帳の地目を平成27年度まで遡り修正し、平成27年度から平成31(令和元)年度までの5年間分の固定資産税及び都市計画税を賦課することを1月14日に決定した、という報告があった。監査委員事務局ではそれを受け、2月4日に納税通知書が発送されている事実を確認した。そのため、本請求については、請求の要件を欠くことになった。

V 結論

本請求については、所定の要件を具備していると認め受理したものであるが、監査期間中に請求の理由が消滅したため、却下することとした。